

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年4月23日

【発行者名】 中銀アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 國定 剛

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号

【事務連絡者氏名】 草野 純一

連絡場所 岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号

【電話番号】 086-224-5310

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05
（限定追加型／早期償還条項付）（愛称：未来のいろいろ）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 （1）当初申込期間（平成25年5月20日から平成25年5月30日まで）
100億円を上限とします。
（2）継続申込期間（平成25年5月31日から平成26年8月30日まで）
500億円を上限とします。
* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型／早期償還条項付）
（愛称：未来のいろいろ）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中銀アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

100億円を上限とします。

継続申込期間

500億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入る有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社 業務部 086-224-5310

サポートダイヤル

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.chugin-am.jp>

(5) 【申込手数料】

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料を乗じて得た額。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料を乗じて得た額。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

ファンドの取得申込方法には、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあ

ります。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取コース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込みください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間 平成25年5月20日から平成25年5月30日まで

継続申込期間 平成25年5月31日から平成26年8月30日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった場合には、その翌営業日以降、取得申込みを受け付けません。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時まで、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

ファンドは、マザーファンドの受益証券（親投資信託）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外・・・目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合・・・目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型・・・目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - 一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - 資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域

の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

<ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの運用方針>

- ◆ TOPIX採用銘柄で時価総額上位200銘柄の内、当社独自のバリュエーションに基づき割高と判断された銘柄を除いた銘柄の中から投資銘柄を選定します。また、各銘柄毎のファンダメンタルズ分析および流動性等を考慮して、各銘柄の組入比率を決定します。
- ◆ 株式の組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ◆ ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ◆ 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用します。

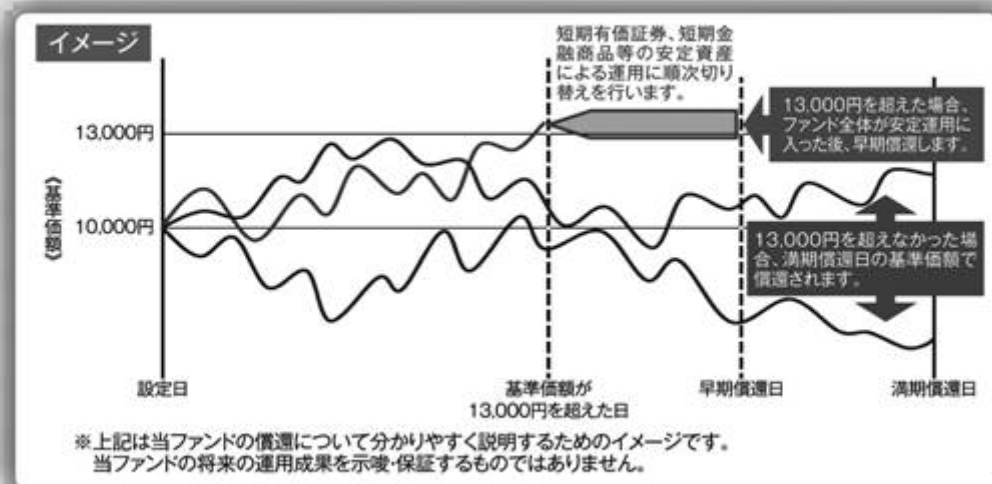
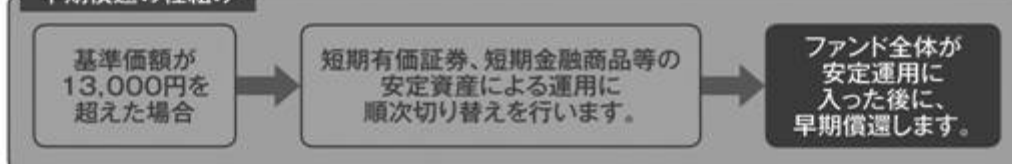
※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

※なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

2 株式以外の資産への実質投資割合は原則信託財産総額の50%以下とします。ただし、基準価額（支払済みの分配金累計額は加算しません。）が一定水準（1万口当たり13,000円）以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替え早期償還することを基本とします。

- ◆ 基準価額が13,000円以上となってから早期償還するまでの市況動向や売却コスト等により基準価額もしくは償還価額が13,000円以下となることがあります。

早期償還の仕組み



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

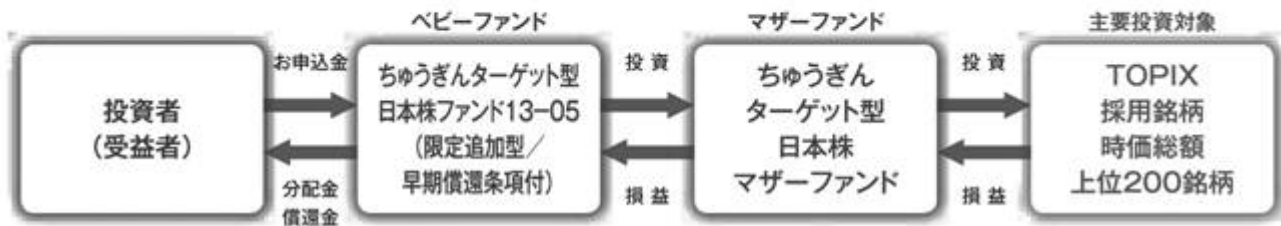
(2) 【ファンドの沿革】

平成25年5月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

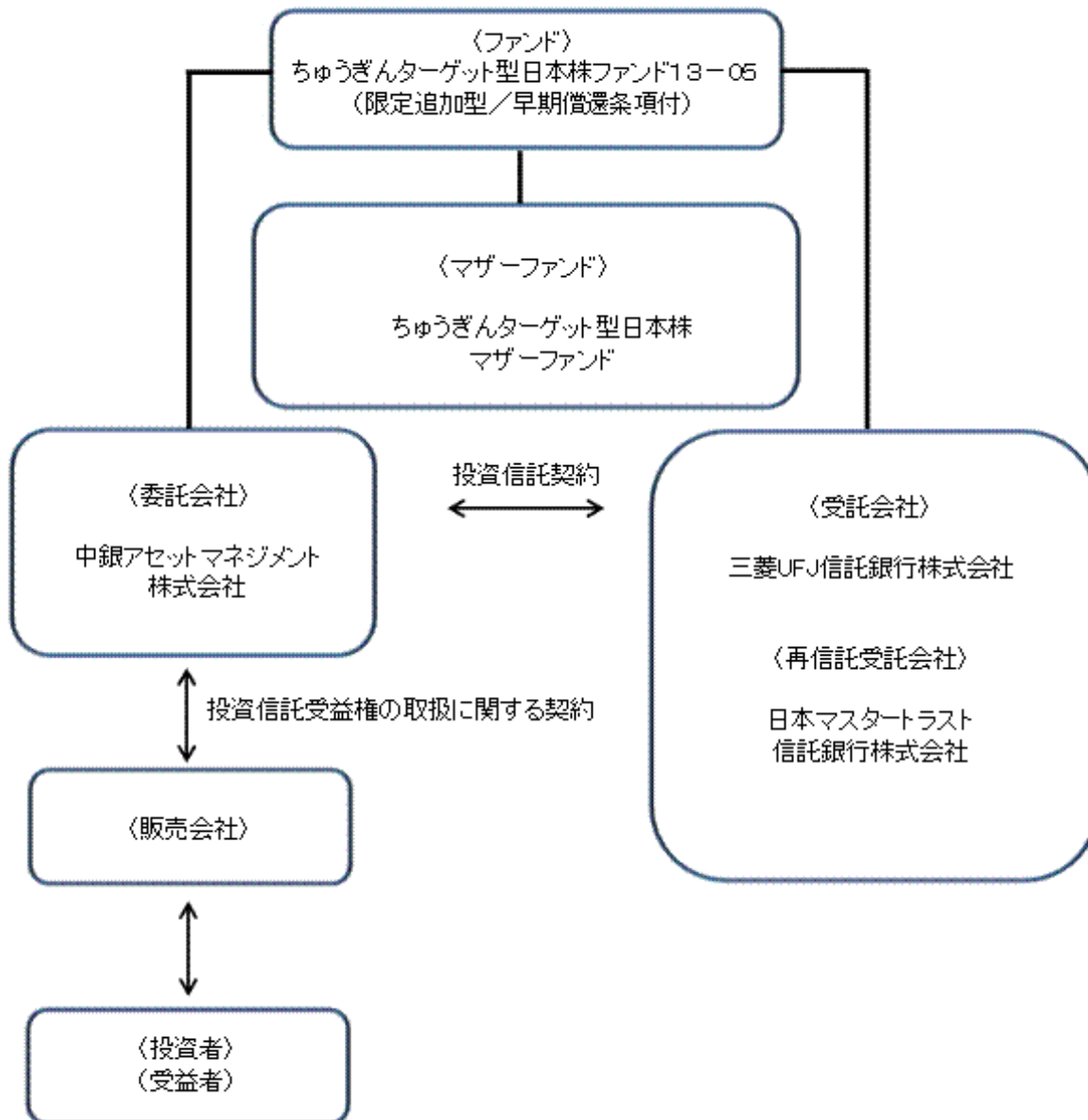
(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

受託会社との投資信託契約

受託会社とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

指定販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

受益権の募集・販売の取扱い

追加設定の申込受付事務

受益者に対する収益分配金の再投資事務

受益者に対する一部解約等の事務

受益者に対する受益権の買取

受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

受益者に対する運用報告書の交付

その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

委託会社の概況（平成25年3月末日現在）

名称

中銀アセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所

岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番7号

資本金

1億2,000万円

委託会社の沿革

昭和62年11月9日	「中銀投資顧問株式会社」設立(資本金5,000万円)
昭和63年2月12日	投資顧問業者登録(中国財務局長第7号)
昭和63年10月1日	増資の実施(新資本金1億2,000万円)
平成元年12月18日	投資一任契約に係る業務の認可(大蔵大臣第142号)
平成14年6月28日	商号を「中銀アセットマネジメント株式会社」に変更
平成14年9月9日	運用コンサルタント業務・投資信託の評価情報提供業務の兼業承認(中国財務局長第310号)
平成17年8月29日	外国為替運用業務兼業承認(中国財務局長第311号)
平成19年9月30日	金融商品取引業者登録(中国財務局長第10号)
平成23年12月21日	投資信託委託業務届出
大株主の状況	

名称	住所	持株数	持株比率
----	----	-----	------

株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号	780株	32.50%
中銀保証株式会社	岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号	500株	20.83%
中銀リース株式会社	岡山県岡山市北区丸の内1丁目14番17号	500株	20.83%
吉備興業株式会社	岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号	500株	20.83%
中銀カード株式会社	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号	120株	5.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

運用方法

a 投資対象

ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

b 投資態度

イ．主として、ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド受益証券に投資します。

ロ．株式の実質組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ．株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドを通じての投資を含む投資の割合をいいます。)は原則信託財産総額の50%以下とします。ただし、基準価額(支払済みの分配金累計額は加算しません。)が一定水準(1万口当たり13,000円)以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替え、繰上償還することを基本とします。尚、基準価額(1万口当たり)が13,000円以上となつてから繰上償還するまでの市況動向や売却コスト等により基準価額(1万口当たり)もしくは償還価額(1万口当たり)が13,000円以下となることがあります。株式以外への資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

ニ．ファンドの設定、償還、及び解約等に伴う資金動向や、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができない場合もあります。

(参考)ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

運用方法

a 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．株式への投資にあたっては、TOPIX採用銘柄で時価総額上位200銘柄の内、当社独自のバリュエーションに基づき割高と判断された銘柄を除いた銘柄の中から投資銘柄を選定します。また、各銘柄毎のファンダメンタルズ分析および流動性等を考慮して、各銘柄の組入比率を決定します。

ロ．株式の組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ．ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ニ．株式以外への資産への投資割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。

ホ．運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用します。

ヘ．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券先物取引等に限ります。)

ハ．金銭債権

二．約束手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として中銀アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証券

ロ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ハ．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、ロ．の証券の性質を有するもの

ニ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

ホ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ヘ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ト．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券先物取引等に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

運用の指図範囲

a 有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

イ．株券または新株引受権証券

ロ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ハ．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、ロ．の証券の性質を有するもの

ニ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま

す。)

ホ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ヘ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ト．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

b 金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

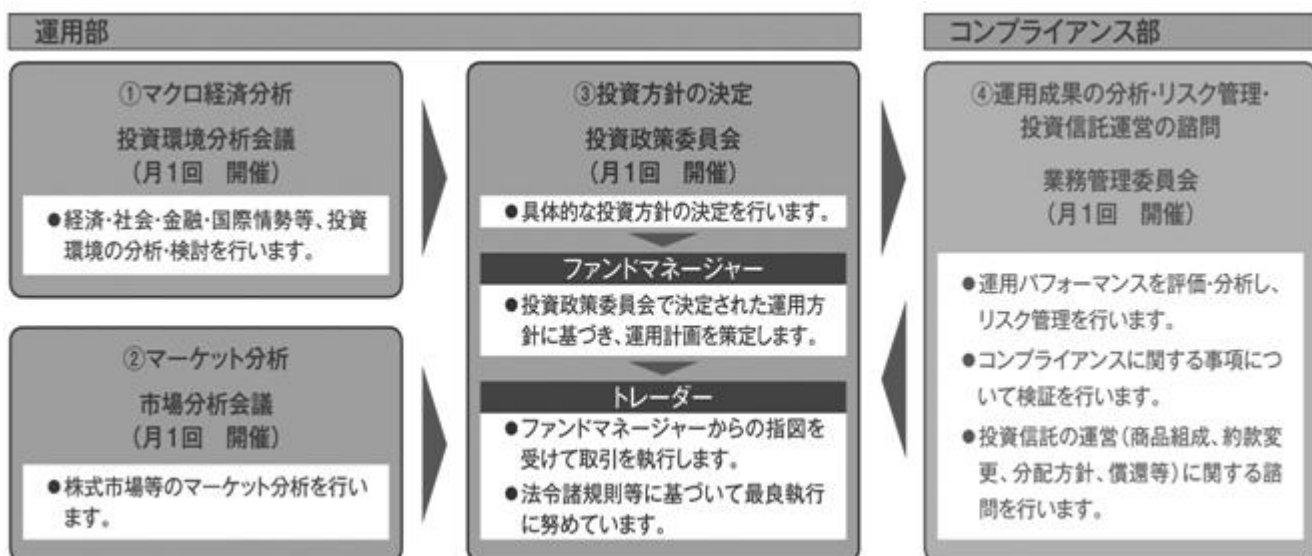
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、SSAE16（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用体制等につきましては、平成25年3月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年5月30日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質的な投資は行いません。

投資する株式の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券により取得する株式については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 株式分割により取得する株券
 - 有償増資により取得する株券
 - 売り出しにより取得する株券
 - 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 - 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - 資金の借入れ
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。
「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限
- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

（参考）ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券により取得する株式については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
株式分割により取得する株券
有償増資により取得する株券
売り出しにより取得する株券
信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限
- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資リスク

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

有価証券の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

留意事項

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。また、継続申込期間中において、基準価額（1万口当たり）が12,000円以上となった日の翌営業日以降は、取得の申込みの受付を中止します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

基準価額（1万口当たり）が一定水準（13,000円）以上となった日の翌営業日から、わが国の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、1か月以内で早期償還します。

一定水準（13,000円）とは、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、基準価額（1万口当たり）および償還価額（1万口当たり）が13,000円以上となることを示唆または保証するものではありません。株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市況動向等により、基準価額（1万口当たり）もしくは償還価額（1万口当たり）が13,000円未満となることがあります。また、基準価額が13,000円以上となってから満

期償還日までの期間が短い場合には、早期償還を行いません。

信託期間中に基準価額（1万口当たり）が13,000円以上とならない場合は、満期償還日の基準価額で償還となります。その場合、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

投資リスクに対する管理体制

投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、運用方針の決定を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

業務管理委員会においてファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価、ファンドの組入有価証券の評価損率や、有価証券売買状況、組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社 業務部 086-224-5310

サポートダイヤル

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.chugin-am.jp>

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の131.25(税抜125)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の 131.25 (税抜 125)
内 委託会社	年10,000分の 73.50 (税抜 70)
内 販売会社	年10,000分の 52.50 (税抜 50)
内 受託会社	年10,000分の 5.25 (税抜 5)

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の0.525(税抜0.5)の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

個人受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% （所得税7.147%および地方税3%）
平成26年 1 月 1 日以降	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% （所得税7.147%および地方税3%）
平成26年 1 月 1 日以降	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	7.147% （所得税のみ）
平成26年 1 月 1 日以降	15.315% （所得税のみ）

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

その他

原則として、益金不算入制度、配当控除が適用可能です。税務専門家等にご確認されることをおすすめいたします。

買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

上記の内容は平成25年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

当ファンドは、有価証券届出書提出日（平成25年4月23日）現在、記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。また、継続申込期間中において、基準価額（1万口当たり）が12,000円以上となった日の翌営業日以降は、取得の申込みの受付を中止します。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）は、当初募集期間中は、受益権1口当たり1円とし、継続募集期間中は、取得申込受付日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たり換算した基準価額で表示することがあります。）

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。

申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、「累積投資に関する契約」（販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合には、無手数料とします。

お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

詳細につきましては、販売会社・委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社 業務部 086-224-5310

サポートダイヤル

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.chugin-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

解約請求制による換金手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の本・支店等において支払います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

解約価額は販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

詳細につきましては、販売会社・委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社 業務部 086-224-5310

サポートダイヤル

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.chugin-am.jp>

買取請求制による換金手続き

販売会社は、受益者から買取請求があるときは、1口単位をもって当該受益権を買い取ります。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに買取の請求が行われ、かつ、買取の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社または販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社の協議に基づき、買取の受付を中止することおよびすでに受付けた買取の請求を取り消すことができます。買取の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取の請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取の請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の請求を受付けたものとします。

買取の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金手数料はありません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

公社債等の評価

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社 業務部 086-224-5310

サポートダイヤル

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.chugin-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認してください。

（委託会社の略称：中銀アセット、当ファンドの略称：日本1305）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、平成25年5月31日から平成30年5月30日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年5月31日から翌年5月30日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、基準価額が「第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」に定める一定の条件を満たした場合、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d cの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e cの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f cからeまでの規定は、前bの規定に基づいて投資信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってcからeまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定に従います。
- 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に

引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項(投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り)以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年5月31日から翌年5月30日までとします。)終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.chugin-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱いに関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは有価証券届出書提出日（平成25年4月23日）現在、資産を有しておりませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われ、監査証明を受けます。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

受益者等に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年3月末日現在）	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、3名以上で構成される取締役会により運営されます。

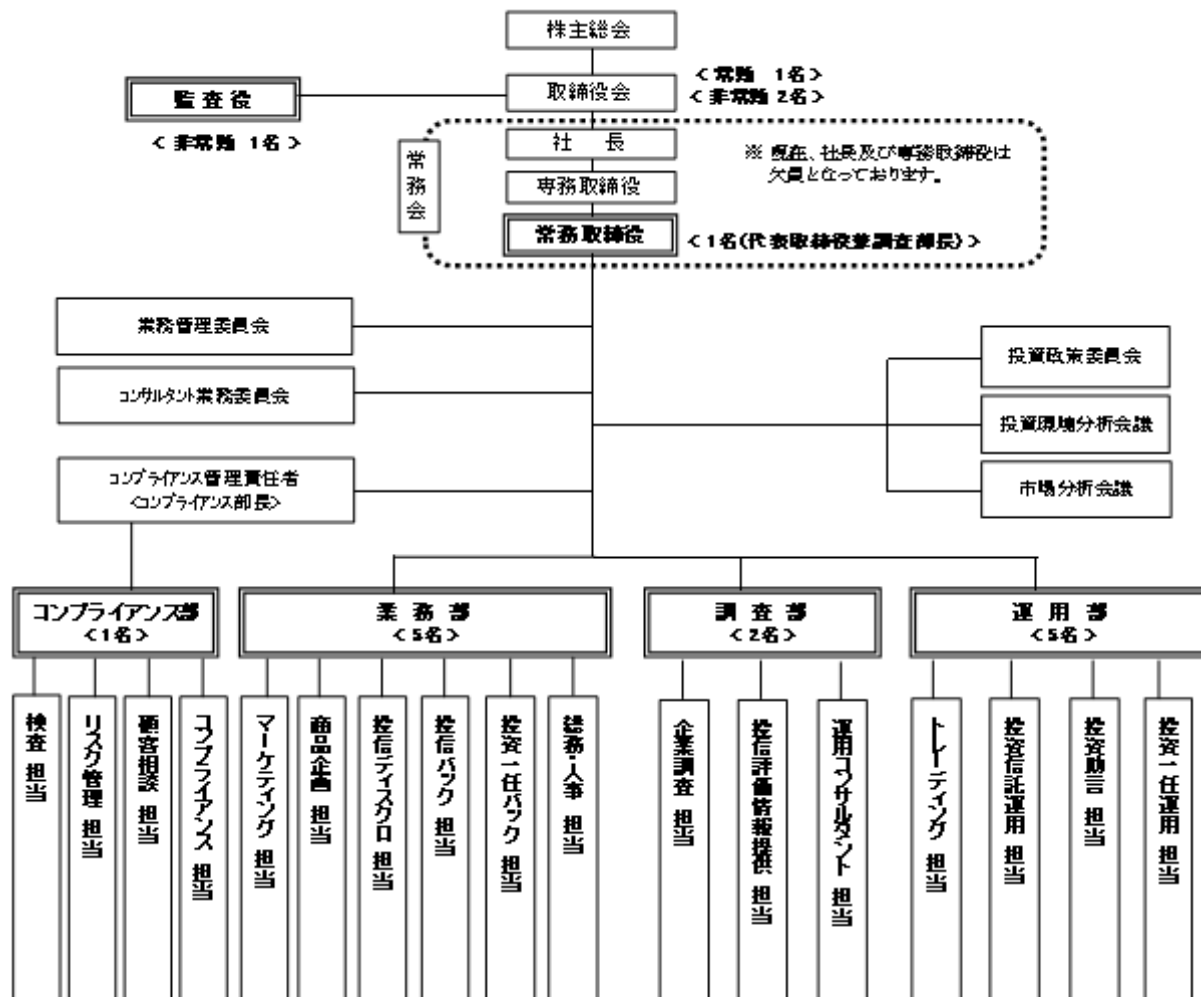
取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役1名を選定するほか、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として、代表取締役がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。



上記組織は、平成25年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

運用の意思決定機構

運用部長は議長として投資環境分析会議を原則月1回開催し、経済・社会・金融・国際情勢等投資環境の分析・検討を行い、その結果を投資政策委員会に報告し、適切な投資方針を検討いたします。

また、運用部長は議長として市場分析会議を原則月1回開催し、株式市場等のマーケット分析を行い、その結果を投資政策委員会に報告し、適切な投資方針を検討いたします。

運用部長は、上記の会議の分析・検討内容及び運用対象とする有価証券の種類・銘柄の評価、モデル・ポートフォリオの作成、投資対象国別の通貨・株式・債券等の投資価値の評価等を踏まえ、投資政策委員会（運用部長を委員長とし、原則として月1回開催）において投資方針を決定いたします。

業務管理については、業務管理委員会（コンプライアンス部長を委員長とし、原則として月1回開催）において、運用成果に係る運用計画や顧客の投資目標との妥当性、コンプライアンスに係る事項の審議・決定、苦情対応策等の審議・決定、投資信託の運営（商品組成、約款変更、分配方針、償還等）に関する諮問、投資信託の分配金に関する諮問を行うことで、運用の意思決定に対する牽制機能としての役割を担っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年3月末日現在、当社は、6本の証券投資信託（追加型株式投資信託6本、親投資信託1本）の運用を行っており、純資産総額は146億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第26期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(3) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	483,326	2	453,070
未収委託者報酬		-		871
未収収益		1,926		954
未収還付法人税等		-		4,264
繰延税金資産		1,082		-
その他		111		65
流動資産合計		486,446		459,226
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)		415		15
器具備品(純額)		555		4,751
有形固定資産合計	1	971	1	4,766
無形固定資産				
電気通信施設利用権		149		134
電話加入権		466		466
無形固定資産合計		615		600
投資その他の資産				
投資有価証券		106,230		103,850
関係会社株式		2,700		2,700
投資その他の資産合計		108,930		106,550
固定資産合計		110,517		111,917
資産合計		596,963		571,144

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		126		325
未払金		-		665
未払手数料		-		665
未払費用		509		1,257
未払法人税等		5,017		-
未払消費税等		1,448		511
前受収益	2	42,584	2	48,197
賞与引当金		1,489		3,163
役員賞与引当金		513		898
流動負債合計		51,687		55,019
固定負債				
退職給付引当金		220		831
役員退職慰労引当金		4,617		5,130
繰延税金負債		1,989		967
固定負債合計		6,826		6,928
負債合計		58,513		61,948
純資産の部				
株主資本				
資本金		120,000		120,000
利益剰余金				
利益準備金		30,000		30,000
その他利益剰余金		385,308		357,429
繰越利益剰余金		385,308		357,429
利益剰余金合計		415,308		387,429
株主資本合計		535,308		507,429
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		3,141		1,766
評価・換算差額等合計		3,141		1,766
純資産合計		538,449		509,195
負債純資産合計		596,963		571,144

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）		当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		-		830
運用受託報酬		49,286		53,685
投資助言報酬		8,650		6,360
その他営業収益		21,827		22,168
営業収益計	1	79,765	1	83,043
営業費用				
支払手数料		-		748
広告宣伝費		-		646
調査費		14,661		16,126
調査費		14,661		16,126
営業雑経費		1,118		6,287
通信費		437		496
協会費		400		5,510
諸会費		280		280
営業費用計		15,779		23,808
一般管理費				
給料		34,984		63,070
役員報酬		6,288		7,570
給料・手当		18,081		36,837
賞与		4,464		7,076
賞与引当金繰入額		1,489		3,163
役員賞与引当金繰入額		513		898
法定福利費		4,031		7,513
その他の福利厚生費		115		10
交際費		201		145
寄付金		250		-
旅費交通費		1,004		2,494
租税公課		502		486
不動産賃借料		3,854		3,854
退職給付費用		291		835
役員退職慰労引当金繰入額		513		513
固定資産減価償却費		345		1,661
諸経費		2,523		13,873

一般管理費計		44,471		86,935
営業利益又は営業損失()		19,514		27,700
営業外収益				
受取配当金	1	500	1	500
有価証券利息	1	964	1	823
受取利息		12		17
営業外収益計		1,476		1,340
営業外費用				
雑損失		0		0
営業外費用計		0		0
経常利益又は経常損失()		20,990		26,359
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		20,990		26,359
法人税、住民税及び事業税		9,162		296
法人税等調整額		107		1,222
法人税等合計		9,054		1,518
当期純利益又は当期純損失()		11,935		27,878

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	30,000	30,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	30,000	30,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	373,372	385,308
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,935	27,878
当期変動額合計	11,935	27,878
当期末残高	385,308	357,429
利益剰余金合計		
当期首残高	403,372	415,308
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,935	27,878
当期変動額合計	11,935	27,878
当期末残高	415,308	387,429
株主資本合計		
当期首残高	523,372	535,308
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,935	27,878
当期変動額合計	11,935	27,878
当期末残高	535,308	507,429
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,883	3,141

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	258	1,375
当期変動額合計	258	1,375
当期末残高	3,141	1,766
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,883	3,141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	258	1,375
当期変動額合計	258	1,375
当期末残高	3,141	1,766
純資産合計		
当期首残高	526,255	538,449
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	11,935	27,878
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	258	1,375
当期変動額合計	12,193	29,253
当期末残高	538,449	509,195

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10～15年

器具備品 5～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	757千円	1,158千円
器具備品	3,228 "	4,474 "

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預金	483,326千円	453,070千円
前受収益	38,294 "	44,419 "

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業収益	61,477千円	66,181千円
有価証券利息	253 "	172 "
受取配当金	250 "	250 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,400	-	-	2,400

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,400	-	-	2,400

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	483,326	483,326	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	103,730	103,730	-
資産計	587,056	587,056	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	453,070	453,070	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	101,350	101,350	-
資産計	554,420	554,420	-

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

債券の時価については、当事業年度は売買参考統計値によっており、前事業年度は合理的に算定された価格によっております。

（追加情報）

変動利付国債については、従来、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえて検討した結果、当事業年度より市場価格を時価とみなせる状態にあると判断したため、売買参考統計値をもって貸借対照表計上額としております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	2,500	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3．満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの 国債	-	-	100,000	-
合計	-	-	100,000	-

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債	-	-	100,000	-
合計	-	-	100,000	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	103,730	98,459	5,270
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	108,930	103,659	5,270

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	101,350	98,615	2,734
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	106,550	103,815	2,734

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	220	831
(2)退職給付引当金(千円)	220	831

(注)当社の従業員は300人未満の小規模企業であるので、退職給付債務等の算定は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」小規模企業等における簡便法第37項に基づき行っております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)勤務費用(千円)	120	611
(2)退職給付費用(千円)	120	611

(注)上記のほか、出向受入者に係る費用負担の金額が当事業年度は427千円(前事業年度は171千円)あります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	378	49
未払費用	101	203
役員退職慰労引当金	1,865	1,816
賞与引当金	601	1,195
退職給付引当金	88	294
その他	51	23
繰延税金資産小計	3,087	3,582
評価性引当額	1,865	3,582
繰延税金資産合計	1,222	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,129	967
繰延税金負債計	2,129	967
繰延税金負債の純額	907	967
短期繰延税金資産	1,082	-
長期繰延税金負債	1,989	967

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	(%)	
法定実効税率	40.4	-
(調整)	1.6	
交際費等永久に損金に算入されない項目		-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5	-
住民税均等割	0.7	-
評価性引当額	1.0	-
その他	0.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1	-

(注) 当事業年度の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異については税引前当期純損失が計上されているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債が136千円減少し、その他有価証券評価差額金が136千円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	59,497

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	64,201

[関連当事者情報]

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金（百 万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 （%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	（被所有） 直接 32.5	投資一任契約 運用・評価業務 コンサルタント 役員の兼任	投資顧問料の受取 コンサルタント料 の受取	35,996 20,501	前受収益 -	36,767 -

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金（百 万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 （%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	（被所有） 直接 32.5	投資一任契約 運用・評価業務 コンサルタント 役員の兼任	投資顧問料の受取 コンサルタント料 の受取	40,392 20,808	前受収益 -	42,891 -

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)中国銀行（東京証券取引所、大阪証券取引所に上場）

(一株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	224,354円00銭	212,164円93銭
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	4,973円17銭	11,616円08銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益または当期純損失()(千円)	11,935	27,878
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	11,935	27,878
普通株式の期中平均株式数(株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(私募証券投資信託の組成)

当社は、平成24年2月28日付で適格機関投資家を対象とした私募証券投資信託を組成し、運用を開始しております。委託会社として受け取る信託報酬は、損益計算書において、「委託者報酬」として計上されることとなります。

商品概要

名称：ちゅうぎん日経225インデックスファンド（適格機関投資家専用）

目的：ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

分類：追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

当初設定日：平成24年2月28日

当初設定額：20億円

追加信託金限度額：500億円

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		402,689
未収委託者報酬		16,403
未収収益		1,218
未収還付法人税等		147
その他		75
流動資産合計		420,535
固定資産		
有形固定資産	1	3,888
無形固定資産		593
投資その他の資産		
投資有価証券		104,200
関係会社株式		2,700
投資その他の資産合計		106,900
固定資産合計		111,381
資産合計		531,916

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成24年9月30日)

負債の部		
流動負債		
預り金		165
未払金		3,304
未払費用		1,035
未払法人税等		319
未払消費税等	2	1,261
前受収益		24,835
賞与引当金		3,164
流動負債合計		34,085
固定負債		
退職給付引当金		1,056
繰延税金負債		1,064
固定負債合計		2,120
負債合計		36,205
純資産の部		
株主資本		
資本金		120,000
利益剰余金		
利益準備金		30,000
その他利益剰余金		343,769
繰越利益剰余金		343,769
利益剰余金合計		373,769
株主資本合計		493,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,941
評価・換算差額等合計		1,941
純資産合計		495,711
負債純資産合計		531,916

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		19,482
運用受託報酬		28,136
その他営業収益		14,284
営業収益計		61,903
営業費用		
支払手数料		4,949
調査費		18,501
その他営業費用		4,229
営業費用計		27,679
一般管理費	1	48,642
営業損失		14,419
営業外収益	2	907
経常損失		13,511
税引前中間純損失		13,511
法人税、住民税及び事業税		148
中間純損失		13,660

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	30,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	30,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	357,429
当中間期変動額	
中間純損失	13,660
当中間期変動額合計	13,660
当中間期末残高	343,769
利益剰余金合計	
当期首残高	387,429
当中間期変動額	
中間純損失	13,660
当中間期変動額合計	13,660
当中間期末残高	373,769
株主資本合計	
当期首残高	507,429
当中間期変動額	
中間純損失	13,660
当中間期変動額合計	13,660
当中間期末残高	493,769
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,766
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	175

当中間期変動額合計	175
当中間期末残高	1,941
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,766
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	175
当中間期変動額合計	175
当中間期末残高	1,941
純資産合計	
当期首残高	509,195
当中間期変動額	
中間純損失	13,660
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	175
当中間期変動額合計	13,484
当中間期末残高	495,711

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 10～15年</p> <p>器具備品 5～20年</p> <p>（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得する有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,164千円
器具備品	5,346千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	878千円
無形固定資産	7千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	500千円
有価証券利息	280千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）

2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	402,689	402,689	
(2)投資有価証券 その他有価証券	101,700	101,700	
資産計	504,389	504,389	

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3．満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債			100,000	
合計			100,000	

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成24年9月30日)

その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	101,700	98,694	3,005
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	106,900	103,894	3,005

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	34,012

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	206,546円36銭
1株当たり中間純損失金額	5,691円68銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純損失金額(千円)	13,660
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	13,660
普通株式の期中平均株式数(株)	2,400

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

平成25年3月31日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成25年3月末現在	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

株式会社中国銀行は、委託会社の株式を780株（持株比率32.50%）保有しています。

第3【その他】

- 1 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。
- 2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款を添付します。
- 5 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月20日

中銀アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新田 東平 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月27日

中銀アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷正人 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 靖英 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田 賢 印
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。